

○三条市こども未来委員会要綱

平成20年4月1日

告示第71号

(設置)

第1条 次代を担う子どもたちを安心して生み育てることができる環境を整備することを目的とし、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)に基づく市の次世代育成支援対策の推進を図るため、三条市こども未来委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 市の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「市行動計画」という。)の策定又は変更に際して意見を述べること。
- (2) 市行動計画の進捗状況について意見を述べること。
- (3) その他次世代育成支援対策の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員13人以内をもって組織する。

2 委員は、次世代育成支援対策の推進を図るための活動等を行う者であって次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体等が推薦する者
- (3) その他市長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を各1人置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、三条市教育委員会事務局子育て支援課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この要綱の施行の際、最初に委嘱する委員の任期は、第4条本文の規定にかかわらず、委嘱の日から平成22年3月31日までとする。